平成２２年（フ）第３４号
兵庫県小野市神明町631番地の１　エンセントメゾン102号
債務者　天野　愛子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第４０号
兵庫県多可郡多可町加美区西脇89番地３
債務者　仲井妃都未
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第１１号
長崎県五島市富江町富江357番地153
債務者　設楽　秀信
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２２年（フ）第５１号
香川県坂出市加茂町1028番地１
債務者　豊嶋けい子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第５２号
香川県丸亀市飯山町東坂元2398番地８
債務者　糸谷　貴志
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第６０号
香川県仲多度郡多度津町山階1741番地13、住民票上の住所香川県丸亀市塩屋町２丁目17番１―503号　外浜団地１棟
債務者　藤原　佐代
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第６３号
香川県丸亀市北平山町２丁目１番４号
債務者　嶋田　幹子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第４５号
福岡県大牟田市下白川町１丁目205番地３　小西アパート102号
債務者　木下婦美子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第３１７号
千葉県松戸市栄町西３丁目1032番地の６
債務者　伊藤　正信
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７９９号
名古屋市中川区八家町６丁目54番地の６
債務者　金田明子こと　金　　明順
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２１号
兵庫県尼崎市東園田町５丁目124番地の８
債務者　青木八洲子
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３００号
兵庫県尼崎市南城内２番地の35　築地北住宅1105号
債務者　柏原　臣昭
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３０１号
兵庫県尼崎市南城内２番地の35　築地北住宅1105号
債務者　柏原　敏子
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３４４号
兵庫県尼崎市東大物町２丁目２番20号藤本ハイム201号
債務者　柳川能三こと　柳　　能三
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３４５号
兵庫県尼崎市東大物町２丁目２番20号藤本ハイム201号
債務者　柳川由美子こと　金　　玉順
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３４６号
兵庫県尼崎市金楽寺町１丁目３番３号メゾンレックス407号、前住所大阪府豊中市三和町２丁目１番３―509号
債務者　田畑　博一
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３７７号
兵庫県芦屋市上宮川町５番５―203号
債務者　矢野　幸生
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係